

入学検査手数料減免申請書
(新型コロナウイルス感染症への対応)

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

住 所 _____

保護者署名 _____

生徒との続柄 _____

電話番号 _____

新型コロナウイルス感染症対応に係る定時制の課程第2次選抜・通信制の課程第2次募集・専攻科第2次募集における入学検査手数料減免事務取扱要領の規定により、関係書類を添えて入学検査手数料の減免を申請します。

志願先 高等学校名	高等学校（定時制・通信制・専攻科）		
生徒氏名		卒業（見込） 中学校名	中学校
減免区分	入学検査手数料全額免除		
申請理由			

※ この申請書等に記入いただいた個人情報、入学検査手数料減免に関する内容の確認にのみ利用します。

入学検査手数料納入済証明書

令和 年 月 日

高等学校名

校長氏名

印

下記の者は、入学検査手数料（ 円）を納入したことを証明します。

記

1 中学校名

2 氏 名

令和 年度入学考査手数料減免決定通知書

住 所

保護者氏名

生徒氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった入学考査手数料の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

区 分 全額免除

非該当 (理由)

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗

(注) 申請理由等に変更があった場合は速やかに届けてください。

教 示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求をする場合には、審査請求書は県立学校課学事係へ提出してください。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分取消しの訴えを提起することができません。